

第 5 期豊岡市障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき策定した第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）が平成 29 年度末で終了するため、障害福祉サービス等の提供体制に関する第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）を策定する必要があります。

なお、児童福祉法第 33 条の 20 の規定により、市町村は障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する障害児福祉計画を策定するよう定められていますが、障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとされています。

このたび、国や兵庫県の障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第 5 期障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定しようとするものです。

2. 基本方針

第 5 期障害福祉計画及び障害児福祉計画は、法の基本理念を踏まえつつ、下記の事項に配慮して作成することとします。

- ・訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・障害児及びその家族に対する地域における支援体制の構築
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

3. 計画の位置づけ

別紙 1 のとおり

4. 計画の期間

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」は、3 年を 1 期とし、平成 30 年度から平成 32 年度までとします。

5. 計画策定の組織

豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を 18 名の委員で組織します。

（別添計画策定・推進委員会設置要綱のとおり）

6. 計画策定過程における市民参加

- (1) 計画策定・推進委員の公募 一般公募による委員を2名登用
広く市民の方の意見を計画に反映させます。
- (2) 障害児のアンケート調査の実施
障害児の生活の状況やサービスの利用意向などを把握します。
- (3) グループインタビューの実施
本人及び家族・支援者等の声を直接聞くことにより、より実効性のあるサービス提供体制の確保に必要な事項についての意見を伺います。
- (4) パブリックコメントの実施
計画素案に対して、市民の方から意見を設け、計画策定の参考とします。

7. 計画策定の流れ

別紙2のとおり

8. 計画策定スケジュール

別紙3のとおり